



ほんがもうか混乱をもたらすおそれがあるから、これがはまざりません。できるだけこれらを整理し、民主的な精神内容を国民の一人々が正しく把握し、もつて理想とする平和國家としての体を整え、國際的にも信頼されなければならぬことが急務であるのであります。そして、そのことを達成いたしまつたためには、何よりも教育によることが本質的に必要であるのでございまして、そのためには、諸君も御承知でありますように、教育基本法をわれ／＼はすでに制定いたし、これによつて國民の指導原理を明らかにしているわけであります。

すなわち、その基本法におきましては、われ／＼は新らしき憲法の精神に則り、民主的で文化的な國家を建設して、世界平和と人類の福祉に貢献しようとする決意を示し、個人の尊嚴を重んじ、眞理と平和を希う人間の育成を期するとともに、普遍的にしてしかも個性ゆたかな文化の創造を目指す教育を普及徹底しなければならないと、かく規定しているわけであります。

ところが、かのように明確に規定しているのでありますけれども、遺憾ながらその規定及びその内容が、國のすみずみまで生命的に行き渡つていないうるみもあるのであります。そして、そぞろに勅語を廃止したのか、失効せるものとの教育勅語、あるいは陸海軍人に賜りたる勅諭、または戊申詔書、青少年学徒に賜りたる勅語等、これら教育に関する諸詔勅が、今日もなお國民道徳成には、かなり重要なポイントでございまして、これをこのまま見逃がしておることは、決してわが國の現在にと

あるうとは考ふられないわけであります。

ところで、なぜそのような誤解が残つてゐるのであるか。これが問題になつてまいりますが、これは前にも申しました通り、新憲法あるいは教育基本法の精神が、未だ國民の精神内容そのものになつてしない結果であることは、言うまでもないことであります。

れども、しか何と申しましても、これらは諸詔勅に対する措置が、法制上または行政上における措置が、今日まで十分にとられてはなかつたと考えなければならぬのであります。

といつて、その措置が全然なかつたわけではありません。たとえば昭和二年三月には儀式の場合は勅語を擯讀せよとの項を削除し、教育は教育勅語の趣旨に則れる項を削除しました。次いで、昭和二十一年十月八日、その當時の文部省は、次官通牒の形式をもつて、「教育勅語をもつて我國教育唯一の淵源とせず、式日等に擯讀の慣例をやめる。保管及び擯讀に際しては神格化しない。」と、一應行政上の措置をとつておることは事実であります。

けれども、その措置がきわめて消極的であります。従つて、今もなお教育勅語の擯本は、各学校に保管させて、そのままにしているのであります。この点は、民主革命の達成には、かなり重要なポイントでございまして、これをこのまま見逃がしておることは、決してわが國の現在にと

あります。

この際、文部大臣より発言を求められております。これを許します。文部大臣森戸辰男君。

〔國務大臣森戸辰男君登壇〕

○國務大臣（森戸辰男君） ただいま本院の御採決になりました教育勅語等排除に関する決議に対し、私は文教の責任者として深甚の敬意と贊意を表する所存であります。それで、この件は、言うまでもないことではあります。

これらを一應考えます場合におきま

して、われ／＼は、その教育勅語の内

容におきましては、部分的には眞理性を認めるのであります。それを教育勅語のわくから切り離して考えるときには眞理性を認めるのでありますけれども、勅語といふの中にあります以上は、その勅語そのものがもつところの根本原理を、われ／＼としては現在認めることができないという觀点をもつものであります。それが憲法第十九条にも副わないいふえんであります。それで、この際この條規に反する点を認めまして、われ／＼はこの教育勅語を廢止する必要があると考えざるを得ないので、この際この條規に反する点を認めまして、われ／＼はこの教育勅語を廢止する必要があります。これは單に國內的視野においてのみ見るのではなくして、國際的視野においてもこれを見つめます場合に、特に明らかにしておくことが必要でありますので、本日衆議院は、院議をもつてこれらの諸詔勅を排除し、その指導原則的性格を認めないことを宣言し、政府をしてただちにこれら詔勅の擯本を回収せしめ、この際はつきりと排除の措置を完了せしめた

ことになります。

以上、簡単ではありまするが、教育

勅語等排除に関する決議案上程に際し

て認められるのが、自然消滅をも

ります。何とぞ諸般の事情を御理解賜

りまして、御賛成あらんことを切に

希望してやまない次第であります。

（拍手）

○議長（松岡駒吉君） 採決いたしま

す。本案は可決するに御異議ありませ

んか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり

○議長（松岡駒吉君） 御異議なしと認めます。よつて本案は可決いたしました。

この際、文部大臣より発言を求められます。これを許します。文部大臣森戸辰男君。

〔國務大臣森戸辰男君登壇〕

○國務大臣（森戸辰男君） ただいま本院の御採決になりました教育勅語等排除に関する決議に対し、私は文教の責任者として深甚の敬意と贊意を表する所存であります。それで、この件は、言うまでもないことではあります。

これらを一應考えます場合におきまして、われ／＼は、その教育勅語の内

容におきましては、部分的には眞理性を認めるのであります。それを教育勅語のわくから切り離して考えるときには眞理性を認めるのでありますけれども、勅語といふの中にあります以上は、その勅語そのものがもつところの根本原理を、われ／＼としては現在認めることができないという觀点をもつものであります。それが憲法第十九条にも副わないいふえんであります。それで、この際この條規に反する点を認めまして、われ／＼はこの教育勅語を廢止する必要があります。これは單に國內的視野においてのみ見るのではなくして、國際的視野においてもこれを見つめます場合に、特に明らかにしておくことが必要でありますので、本日衆議院は、院議をもつてこれらの諸詔勅を排除し、その指導原則的性格を認めないことを宣言し、政府をしてただちにこれら詔勅の擯本を回収せしめ、この際はつきりと排除の措置を完了せしめた

ことになります。

以上、簡単ではありまするが、教育勅語等排除に関する決議案上程に際して認められるのが、自然消滅をもります。何とぞ諸般の事情を御理解賜りまして、御賛成あらんことを切に希望してやまない次第であります。

（拍手）

○議長（松岡駒吉君） 採決いたしま

す。本案は可決するに御異議ありませ

んか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり

○議長（松岡駒吉君） 御異議なしと認めます。よつて本案は可決いたしました。

しめる所存であります。かくいたしまして、眞理と平和とを希求する人間を育成する民主主義教育理念を堅くすることによつて、教育の刷新と振興とを万全を期したいと存じておる次第でござります。(拍手)

#### 第一 地方自治法の一部を改正する法律案

○議長(松岡駒吉君) 日程第一、地方自治法の一部を改正する法律案を議題といたします。委員長の報告を求めます。治安及び地方制度委員長坂東幸太郎君。

地方自治法の一部を改正する法律案  
地方自治法の一部を改正する法律案  
地方自治法の一部を改正する法律案

地方自治法の一部を改正する法律案  
地方自治法の一部を改正する法律案  
地方自治法の一部を改正する法律案

官報号外 昭和二十三年六月二十一日

衆議院会議録第六十七号 地方自治法の一部を改正する法律案

第一 地方自治法の一部を改正する法律案

第二條第二項の次に次の二項を加える。  
前項の事務を例示すると、概ね次  
がである。但し、法令に特別の定  
があるときは、この限りでない。  
一 地方公共の秩序を維持し、住  
民及び滞在者の安全、健康及び  
福祉を保持すること。

二 公園、運動場、廣場、綠地、  
道路、橋梁、河川、運河、溜池、  
用排水路、堤防等を設置し若し  
くは管理し、又はこれらを使用  
する権利を規制すること。

三 上水道その他の海上又は陸上輸送  
に必要な營造物を設置し若しく  
は管理し、又はこれらを使用  
すること。

四 ドック、防波堤、波止場、倉庫、  
上屋その他の海上又は陸上輸送  
に必要な營造物を設置し若しく  
は管理し、又はこれらを使用  
する権利を規制すること。

五 水道事業、電車事業、電氣事業、  
自動車事業、ガス事業、  
電車事業、電氣事業、船舶その  
他の運輸事業を行ふこと。

六 基本財産又は減債基金その  
他の積立金等の設置、管理及び  
処分に関すること。

七 條例で定める財産の取得又は  
処分及び營造物の設置又は处分  
をすること。

八 歳入歳出予算を以て定めるも  
のを除く外、あらたに義務の負  
担をし、負担附寄附又は贈與を

行ふこと。

九 條例で定める契約を結ぶこと。  
十 普通地方公共團體がその当事  
者である異議の申立、訴願、訴  
訟、和解、斡旋、調停及び仲裁  
に關すること。

十一 法律上その義務に屬する損  
害賠償の額を定めること。  
十二 普通地方公共團體の区域内  
の公共的團體等の活動の綜合調  
整に關すること。

十三 その他法律又は政令により  
規定する事務。

十四 同條第三項の次に次の二項を加え  
うこと。

十五 住民、滞在者その他必要と  
認める者に関する戸籍、身分証  
明及び登録等に関する事務を行  
うこと。

十六 病院、隔離病舎、療養所、消  
毒所、産院、住宅、宿泊所、食  
堂、浴場、共同便所、質屋、授  
産場、託児所、養老院、慈善院、  
少年教護施設、留置場、屠場、じ  
んかい処理場、汚物処理場、火葬  
場、墓地その他の保健衛生、社会  
福祉等に関する營造物を設置し  
若しくは管理し、又はこれらを  
使用する権利を規制すること。

十七 法律の定めるところによ  
り、建築物の構造、設備、敷地  
及び周密度、空地地区、住居、  
商業、工業その他住民の業態に  
基く地域等に關し制限を設ける  
こと。

十八 法律の定めるところによ  
り、地方公共の目的のために動  
産及び不動産を使用又は収用す  
ること。

十九 当該普通地方公共團體の区  
域内の公共的團體等の活動の綜  
合調整をすること。

二十 法律の定めるところによ  
り、地方税、使用料、手数料、  
分担金、加入金又は夫役現品を  
賦課徵收すること。

二十一 基本財産又は減債基金そ  
の他積立金等を設置し、又は  
管理すること。

二十二 法律又は政令に規定するもの  
を除く外、地方税、使用料、手  
数料、分担金、加入金又は夫役  
現品の賦課徵收を認定すること。

二十三 法律又は政令に規定するもの  
を除く外、地方税、使用料、手  
数料、分担金、加入金又は夫役  
現品の賦課徵收に関する事務。

二十四 法律又は政令に規定するもの  
を除く外、違法に賦課又は徵收  
をされた地方税、使用料、手数料、  
分担金、加入金又は夫役現品の  
拂戻に關すること。

二十五 法律又は政令に規定するもの  
を除く外、違法に賦課又は徵收  
をされた地方税、使用料、手数料、  
分担金、加入金又は夫役現品の  
拂戻に關すること。

二十六 基本財産又は減債基金その他の  
積立金等の設置、管理及び處  
分に關すること。

二十七 條例で定める財産の取得又は  
処分及び營造物の設置又は处分  
をすること。

二十八 第二百七條中「及び第百九條第五  
項」を「並びに第百九條第五項及び第  
一百七十七條第三項」に改める。

二十九 第百九十三條及び第二百一條中  
「第百七十二條」の下に「第二項及  
び」を加える。

三十 郵便に関する事務。

三十一 國の運輸、通信に関する事務。

三十二 発明改良又は特產物等の保  
護獎勵その他の振興に関する事務。

三十三 史跡、名勝その他の記念物  
を保護し、又は管理すること。

三十四 普通地方公共團體の事務の  
處理に必要な調査を行い、統計  
を作成すること。

三十五 住民、滞在者その他必要と  
認める者に関する戸籍、身分証  
明及び登録等に関する事務を行  
うこと。

三十六 計量器及び各種生産物、家  
畜等の検査を行うこと。

三十七 法律の定めるところによ  
り、建築物の構造、設備、敷地  
及び周密度、空地地区、住居、  
商業、工業その他住民の業態に  
基く地域等に關し制限を設ける  
こと。

三十八 國の航行、氣象及び水路施設  
に関する事務。

三十九 條例で定める契約を結ぶ  
こと。

四十 普通地方公共團體がその当事  
者である異議の申立、訴願、訴  
訟、和解、斡旋、調停及び仲裁  
に關すること。

四十一 法律上その義務に屬する損  
害賠償の額を定めること。

四十二 普通地方公共團體の区域内  
の公共的團體等の活動の綜合調  
整に關すること。

四十三 その他法律又は政令により  
規定する事務。

四十四 同條第三項の次に次の二項を加え  
うこと。

四十五 住民、滞在者その他必要と  
認める者に関する戸籍、身分証  
明及び登録等に関する事務を行  
うこと。

四十六 國立の博物館及び圖書館に  
関する事務。

四十七 國立の病院及び療養施設に  
関する事務。

四十八 國立の研究所、試験場、公會  
館、美術館、物品陳列所、公會  
堂、劇場、音樂堂その他の教育  
學藝、文化、勵業に關する營造  
物を設置し若しくは管理し、又  
はこれらを使用する権利を規制  
すること。

四十九 條例で定める契約を結ぶ  
こと。

五十 学校、研究所、試験場、公會  
館、美術館、物品陳列所、公會  
堂、劇場、音樂堂その他の教育  
學藝、文化、勵業に關する營造  
物を設置し若しくは管理し、又  
はこれらを使用する権利を規制  
すること。

五十一 学校、研究所、試験場、公會  
館、美術館、物品陳列所、公會  
堂、劇場、音樂堂その他の教育  
學藝、文化、勵業に關する營造  
物を設置し若しくは管理し、又  
はこれらを使用する権利を規制  
すること。

五十二 学校、研究所、試験場、公會  
館、美術館、物品陳列所、公會  
堂、劇場、音樂堂その他の教育  
學藝、文化、勵業に關する營造  
物を設置し若しくは管理し、又  
はこれらを使用する権利を規制  
すること。

五十三 学校、研究所、試験場、公會  
館、美術館、物品陳列所、公會  
堂、劇場、音樂堂その他の教育  
學藝、文化、勵業に關する營造  
物を設置し若しくは管理し、又  
はこれらを使用する権利を規制  
すること。

五十四 学校、研究所、試験場、公會  
館、美術館、物品陳列所、公會  
堂、劇場、音樂堂その他の教育  
學藝、文化、勵業に關する營造  
物を設置し若しくは管理し、又  
はこれらを使用する権利を規制  
すること。

五十五 学校、研究所、試験場、公會  
館、美術館、物品陳列所、公會  
堂、劇場、音樂堂その他の教育  
學藝、文化、勵業に關する營造  
物を設置し若しくは管理し、又  
はこれらを使用する権利を規制  
すること。

五十六 学校、研究所、試験場、公會  
館、美術館、物品陳列所、公會  
堂、劇場、音樂堂その他の教育  
學藝、文化、勵業に關する營造  
物を設置し若しくは管理し、又  
はこれらを使用する権利を規制  
すること。

五十七 学校、研究所、試験場、公會  
館、美術館、物品陳列所、公會  
堂、劇場、音樂堂その他の教育  
學藝、文化、勵業に關する營造  
物を設置し若しくは管理し、又  
はこれらを使用する権利を規制  
すること。

五十八 学校、研究所、試験場、公會  
館、美術館、物品陳列所、公會  
堂、劇場、音樂堂その他の教育  
學藝、文化、勵業に關する營造  
物を設置し若しくは管理し、又  
はこれらを使用する権利を規制  
すること。

五十九 学校、研究所、試験場、公會  
館、美術館、物品陳列所、公會  
堂、劇場、音樂堂その他の教育  
學藝、文化、勵業に關する營造  
物を設置し若しくは管理し、又  
はこれらを使用する権利を規制  
すること。

六十 学校、研究所、試験場、公會  
館、美術館、物品陳列所、公會  
堂、劇場、音樂堂その他の教育  
學藝、文化、勵業に關する營造  
物を設置し若しくは管理し、又  
はこれらを使用する権利を規制  
すること。

六十一 学校、研究所、試験場、公會  
館、美術館、物品陳列所、公會  
堂、劇場、音樂堂その他の教育  
學藝、文化、勵業に關する營造  
物を設置し若しくは管理し、又  
はこれらを使用する権利を規制  
すること。

六十二 学校、研究所、試験場、公會  
館、美術館、物品陳列所、公會  
堂、劇場、音樂堂その他の教育  
學藝、文化、勵業に關する營造  
物を設置し若しくは管理し、又  
はこれらを使用する権利を規制  
すること。

六十三 学校、研究所、試験場、公會  
館、美術館、物品陳列所、公會  
堂、劇場、音樂堂その他の教育  
學藝、文化、勵業に關する營造  
物を設置し若しくは管理し、又  
はこれらを使用する権利を規制  
すること。

六十四 学校、研究所、試験場、公會  
館、美術館、物品陳列所、公會  
堂、劇場、音樂堂その他の教育  
學藝、文化、勵業に關する營造  
物を設置し若しくは管理し、又  
はこれらを使用する権利を規制  
すること。

六十五 学校、研究所、試験場、公會  
館、美術館、物品陳列所、公會  
堂、劇場、音樂堂その他の教育  
學藝、文化、勵業に關する營造  
物を設置し若しくは管理し、又  
はこれらを使用する権利を規制  
すること。

六十六 学校、研究所、試験場、公會  
館、美術館、物品陳列所、公會  
堂、劇場、音樂堂その他の教育  
學藝、文化、勵業に關する營造  
物を設置し若しくは管理し、又  
はこれらを使用する権利を規制  
すること。

六十七 学校、研究所、試験場、公會  
館、美術館、物品陳列所、公會  
堂、劇場、音樂堂その他の教育  
學藝、文化、勵業に關する營造  
物を設置し若しくは管理し、又  
はこれらを使用する権利を規制  
すること。

六十八 学校、研究所、試験場、公會  
館、美術館、物品陳列所、公會  
堂、劇場、音樂堂その他の教育  
學藝、文化、勵業に關する營造  
物を設置し若しくは管理し、又  
はこれらを使用する権利を規制  
すること。

六十九 学校、研究所、試験場、公會  
館、美術館、物品陳列所、公會  
堂、劇場、音樂堂その他の教育  
學藝、文化、勵業に關する營造  
物を設置し若しくは管理し、又  
はこれらを使用する権利を規制  
すること。

七十 学校、研究所、試験場、公會  
館、美術館、物品陳列所、公會  
堂、劇場、音樂堂その他の教育  
學藝、文化、勵業に關する營造  
物を設置し若しくは管理し、又  
はこれらを使用する権利を規制  
すること。

七十一 学校、研究所、試験場、公會  
館、美術館、物品陳列所、公會  
堂、劇場、音樂堂その他の教育  
學藝、文化、勵業に關する營造  
物を設置し若しくは管理し、又  
はこれらを使用する権利を規制  
すること。

七十二 学校、研究所、試験場、公會  
館、美術館、物品陳列所、公會  
堂、劇場、音樂堂その他の教育  
學藝、文化、勵業に關する營造  
物を設置し若しくは管理し、又  
はこれらを使用する権利を規制  
すること。

七十三 学校、研究所、試験場、公會  
館、美術館、物品陳列所、公會  
堂、劇場、音樂堂その他の教育  
學藝、文化、勵業に關する營造  
物を設置し若しくは管理し、又  
はこれらを使用する権利を規制  
すること。

七十四 学校、研究所、試験場、公會  
館、美術館、物品陳列所、公會  
堂、劇場、音樂堂その他の教育  
學藝、文化、勵業に關する營造  
物を設置し若しくは管理し、又  
はこれらを使用する権利を規制  
すること。

七十五 学校、研究所、試験場、公會  
館、美術館、物品陳列所、公會  
堂、劇場、音樂堂その他の教育  
學藝、文化、勵業に關する營造  
物を設置し若しくは管理し、又  
はこれらを使用する権利を規制  
すること。

七十六 学校、研究所、試験場、公會  
館、美術館、物品陳列所、公會  
堂、劇場、音樂堂その他の教育  
學藝、文化、勵業に關する營造  
物を設置し若しくは管理し、又  
はこれらを使用する権利を規制  
すること。

七十七 学校、研究所、試験場、公會  
館、美術館、物品陳列所、公會  
堂、劇場、音樂堂その他の教育  
學藝、文化、勵業に關する營造  
物を設置し若しくは管理し、又  
はこれらを使用する権利を規制  
すること。

七十八 学校、研究所、試験場、公會  
館、美術館、物品陳列所、公會  
堂、劇場、音樂堂その他の教育  
學藝、文化、勵業に關する營造  
物を設置し若しくは管理し、又  
はこれらを使用する権利を規制  
すること。

七十九 学校、研究所、試験場、公會  
館、美術館、物品陳列所、公會  
堂、劇場、音樂堂その他の教育  
學藝、文化、勵業に關する營造  
物を設置し若しくは管理し、又  
はこれらを使用する権利を規制  
すること。

八十 学校、研究所、試験場、公會  
館、美術館、物品陳列所、公會  
堂、劇場、音樂堂その他の教育  
學藝、文化、勵業に關する營造  
物を設置し若しくは管理し、又  
はこれらを使用する権利を規制  
すること。

八十一 学校、研究所、試験場、公會  
館、美術館、物品陳列所、公會  
堂、劇場、音樂堂その他の教育  
學藝、文化、勵業に關する營造  
物を設置し若しくは管理し、又  
はこれらを使用する権利を規制  
すること。

八十二 学校、研究所、試験場、公會  
館、美術館、物品陳列所、公會  
堂、劇場、音樂堂その他の教育  
學藝、文化、勵業に關する營造  
物を設置し若しくは管理し、又  
はこれらを使用する権利を規制  
すること。

八十三 学校、研究所、試験場、公會  
館、美術館、物品陳列所、公會  
堂、劇場、音樂堂その他の教育  
學藝、文化、勵業に關する營造  
物を設置し若しくは管理し、又  
はこれらを使用する権利を規制  
すること。

八十四 学校、研究所、試験場、公會  
館、美術館、物品陳列所、公會  
堂、劇場、音樂堂その他の教育  
學藝、文化、勵業に關する營造  
物を設置し若しくは管理し、又  
はこれらを使用する権利を規制  
すること。

八十五 学校、研究所、試験場、公會  
館、美術館、物品陳列所、公會  
堂、劇場、音樂堂その他の教育  
學藝、文化、勵業に關する營造  
物を設置し若しくは管理し、又  
はこれらを使用する権利を規制  
すること。

八十六 学校、研究所、試験場、公會  
館、美術館、物品陳列所、公會  
堂、劇場、音樂堂その他の教育  
學藝、文化、勵業に關する營造  
物を設置し若しくは管理し、又  
はこれらを使用する権利を規制  
すること。

八十七 学校、研究所、試験場、公會  
館、美術館、物品陳列所、公會  
堂、劇場、音樂堂その他の教育  
學藝、文化、勵業に關する營造  
物を設置し若しくは管理し、又  
はこれらを使用する権利を規制  
すること。

八十八 学校、研究所、試験場、公會  
館、美術館、物品陳列所、公會  
堂、劇場、音樂堂その他の教育  
學藝、文化、勵業に關する營造  
物を設置し若しくは管理し、又  
はこれらを使用する権利を規制  
すること。

八十九 学校、研究所、試験場、公會  
館、美術館、物品陳列所、公會  
堂、劇場、音樂堂その他の教育  
學藝、文化、勵業に關する營造  
物を設置し若しくは管理し、又  
はこれらを使用する権利を規制  
すること。

九十 学校、研究所、試験場、公會  
館、美術館、物品陳列所、公會  
堂、劇場、音樂堂その他の教育  
學藝、文化、勵業に關する營造  
物を設置し若しくは管理し、又  
はこれらを使用する権利を規制  
すること。

九十一 学校、研究所、試験場、公會  
館、美術館、物品陳列所、公會  
堂、劇場、音樂堂その他の教育  
學藝、文化、勵業に關する營造  
物を設置し若しくは管理し、又  
はこれらを使用する権利を規制  
すること。

九十二 学校、研究所、試験場、公會  
館、美術館、物品陳列所、公會  
堂、劇場、音樂堂その他の教育  
學藝、文化、勵業に關する營造  
物を設置し若しくは管理し、又  
はこれらを使用する権利を規制  
すること。

九十三 学校、研究所、試験場、公會  
館、美術館、物品陳列所、公會  
堂、劇場、音樂堂その他の教育  
學藝、文化、勵業に關する營造  
物を設置し若しくは管理し、又  
はこれらを使用する権利を規制  
すること。

九十四 学校、研究所、試験場、公會  
館、美術館、物品陳列所、公會  
堂、劇場、音樂堂その他の教育  
學藝、文化、勵業に關する營造  
物を設置し若しくは管理し、又  
はこれらを使用する権利を規制  
すること。

九十五 学校、研究所、試験場、公會  
館、美術館、物品陳列所、公會  
堂、劇場、音樂堂その他の教育  
學藝、文化、勵業に關する營造  
物を設置し若しくは管理し、又  
はこれらを使用する権利を規制  
すること。

九十六 学校、研究所、試験場、公會  
館、美術館、物品陳列所、公會  
堂、劇場、音樂堂その他の教育  
學藝、文化、勵業に關する營造  
物を設置し若しくは管理し、又  
はこれらを使用する権利を規制  
すること。

九十七 学校、研究所、試験場、公會  
館、美術館、物品陳列所、公會  
堂、劇場、音樂堂その他の教育  
學藝、文化、勵業に關する營造  
物を設置し若しくは管理し、又  
はこれらを使用する権利を規制  
すること。

九十八 学校、研究所、試験場、公會  
館、美術館、物品陳列所、公會  
堂、劇場、音樂堂その他の教育  
學藝、文化、勵業に關する營造  
物を設置し若しくは管理し、又  
はこれらを使用する権利を規制  
すること。

九十九 学校、研究所、試験場、公會  
館、美術館、物品陳列所、公會  
堂、劇場、音樂堂その他の教育  
學藝、文化、勵業に關する營造  
物を設置し若しくは管理し、又  
はこれらを使用する権利を規制  
すること。

一百 学校、研究所、試験場、公會  
館、美術館、物品陳列所、公會  
堂、劇場、音樂堂その他の教育  
學藝、文化、勵業に關する營造  
物を設置し若しくは管理し、又  
はこれらを使用する権利を規制  
すること。

一百一 学校、研究所、試験場、公會  
館、美術館、物品陳列所、公會  
堂、劇場、音樂堂その他の教育  
學藝、文化、勵業に關する營造  
物を設置し若しくは管理し、又  
はこれらを使用する権利を規制  
すること。

一百二 学校、研究所、試験場、公會  
館、美術館、物品陳列所、公會  
堂、劇場、音樂堂その他の教育  
學藝、文化、勵業に關する營造  
物を設置し若しくは管理し、又  
はこれらを使用する権利を規制  
すること。

一百三 学校、研究所、試験場、公會  
館、美術館、物品陳列所、公會  
堂、劇場、音樂堂その他の教育  
學藝、文化、勵業に關する營造  
物を設置し若しくは管理し、又  
はこれらを使用する権利を規制  
すること。

一百四 学校、研究所、試験場、公會  
館、美術館、物品陳列所、公會  
堂、劇場、音樂堂その他の教育  
學藝、文化、勵業に關する營造  
物を設置し若しくは管理し、又  
はこれらを使用する権利を規制  
すること。

一百五 学校、研究所、試験場、公會  
館、美術館、物品陳列所、公會  
堂、劇場、音樂堂その他の教育  
學藝、文化、勵業に關する營造  
物を設置し若しくは管理し、又  
はこれらを使用する権利を規制  
すること。

一百六 学校、研究所、試験場、公會  
館、美術館、物品陳列所、公會  
堂、劇場、音樂堂その他の教育  
學藝、文化、勵業に關する營造  
物を設置し若しくは管理し、又  
はこれらを使用する権利を規制  
すること。

一百七 学校、研究所、試験場、公會  
館、美術館、物品陳列所、公會  
堂、劇場、音樂堂その他の教育  
學藝、文化、勵業に關する營造  
物を設置し若しくは管理し、又  
はこれらを使用する権利を規制  
すること。

一百八 学校、研究所、試験場、公會  
館、美術館、物品陳列所、公會  
堂、劇場、音樂堂その他の教育  
學藝、文化、勵業に關する營造  
物を設置し若しくは管理し、又  
はこれらを使用する権利を規制  
すること。



〔坂東幸太郎君登壇〕  
○坂東幸太郎君　ただいま議題となりました、内閣提出、第四十一号、地方自治法の一部を改正する法律案についておきまして、治安及び地方制度委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

まずこれより、本法律案の内容につき概要を簡単に御説明申し上げます。地方自治の民主化とその健全な運営を自途として制定せられた地方自治法は、昨年五月三日、新憲法施行とともに施行せられたのであります。その後における運用の実情に鑑み、さらに住民自治の本旨を具現し、その民主化を徹底するために、昨年十二月相当廣範囲にわたる第一次改正が行われましたことは、すでに御承知の通りであります。今回改正の骨子は、地方公共團体の権能に関する規定を整備し、地方議会の権限を一層拡充し、地方公共團体の議会と長との関係の調整によります。さらに一步を進めた措置を講ずることとするほか、地方自治運営上における腐敗を防止し、その公正を確保するため、住民の自治參與の範囲を拡充する等の措置を講じようとするにあるのであります。これを要するに、第一次改正の趣旨を敷衍し、徹底しようとするものにはかならないのであります。

てから、以來委員会を開くこと十回、毎回にわたって熱心な質疑應答を行ない、慎重審議をいたしたのであります。その詳細な点につきましては、何とぞ委員会記録によつてごらんをいたゞことにいたし、その質疑應答のうち、おもなものの若干を拾つてこれから御報告申し上げたいと存じます。

第一は、法文の用語、用字の問題であります。法文中諸所に翻訳的な難解の用語が出てくる、また漢字をことさらには平がなに書いてあるものがあるが、これらは、ただに難読であるのみならず、やもすれば文意を誤解するところを保しがたい、われ／＼は、かかる危險な法文によつてわれ／＼の権利を左右せられることは忍びがたいことである。法律は最も一般大衆によくわかる、平易な字句を用いなければならぬと思うが、政府の所信いかんとの質疑に対して、政府の答弁は、政府としては、学界、社会各層の人を集めては、他の土地改良事業とは、同号に例示したもののはか、たとえば用排水の土管を布設し、そだによる工事を指すもの、第十九号の「公共團體」とは、公的活動をする團体の意味であつて、單に公法人にのみ限定せず、私経済の活動をする團体でも、その活動が公共の利益に影響のある場合には調整するという意味であるとのことであります。

第二は、地方自治法は、制定以來しばしば改正せられてきたが、あまりその改訂の度数が頻繁になると、國民が適從するところを知らず、地方自治発達の上からもおもしろくないと思うが、いかんとの質疑に対し、政府の答弁は、地方自治法は内容が廣汎なので、制定の際急いだためであること、毎度の改訂は、いずれも地方自治の民主化から見て適切であると思つたためだとのことであります。

第三は、第二條第三項の次に追加せられた例示事項中の字句の解釈に関する質疑でありまして、第三号中「自動車」

車事業」とは、自動車運輸事業と解すべきもの、第七号中「風俗のじゅん化」とは、保健、衛生、文化の見地から地方團体において、ある行為の制限をする條例をつくる場合等を指すもの、第十号中「土地」とは、その前に記した森林、野原に該当しないもので、多くは市街地等における土地の所有を中心として行う収益事業を指すもの、第十一号の「明瞭に言え」と呼び、その他發言する者多し】

○謙長（松岡駒吉君） 静爾に願います。  
〔明瞭に言え」と呼び、その他發言する者多し〕

○坂東幸太郎君（続） 第十一号の「その他の土地改良事業」とは、同号に例示したもののはか、たとえば用排水の土管を布設し、そだによる工事を指すもの、第十九号の「公共團體」とは、公的活動をする團体の意味であつて、單に公法人にのみ限定せず、私経済の活動をする團体でも、その活動が公共の利益に影響のある場合には調整するといふことです。

第四は、第二百三十三條中「特に重要な財産當物」と其の他財產當物との關係いかんとの質疑に対し、政府の答弁は、從來條例で定める財産または、住民の制定または改廃に関する直接請求の対象外とすることであつた。以下簡単に、修正案についてその概要を御説明申し上げたいと存じます。

第五は、附則第二條において、投票において、その過半数を得べきものとしたとのことがあります。

第六は、附則第二條において、戦争

規定了した投票の結果を府県議会が拒否

した場合はいかんとの質疑に対し、政

府の答弁は、府県議会は直接の当事者

ではないから、冷靜な判断をもつて有効投票の数、賛否の数等を検討し、諸般の情勢を勘考して、一段高い所に立

ち、公正に判定するものであるから、

縣議会の議決をもつて終局的のもの

とするとのことでありました。

以上が、太体本案に対する質疑應答

の概況であります。

六月十一日討論に入り、社會党門司亮君から修正案が提出されたされまし

た。以下簡単に、修正案についてその概要を御説明申し上げたいと存じま

す。

六月十五日質疑を終了いたた

し、かくして、六月五日質疑を終了いたた

し、六月十一日討論に入り、社會党門司亮君から修正案が提出されたされまし

た。以下簡単に、修正案についてその概要を御説明申し上げたいと存じま

す。

まず第一に、地方税、分担金、使用料及び手数料の賦課徴收に関する條例

です。

第二は、都道府縣公安委員を市町村

に

お

すが、この際に、ただいま申し上げた

國内情勢と、先刻掲げました憲法の諸

條項とを考え合せました、一應これを

除かなければならぬのであります。

一方請願の権利は、憲法に體固として

存在しておるのでありますから、この際一應これらの請求権を除外いたしました

のであります。

第二は、都道府縣公安委員を市町村

に

お

り

ます。

第三は、地方公共團體の議會の議員

と、地方公共團體の長その他の有給の職員との兼職を禁止すること、但し、現在の兼職者についてはその例外を認めるものとすることとあります。これ

は、現在府縣議員の半分ないし二、三十パーセントは市町村長がやつており、執行機關と議決機関とを混同しておるくらいがあるのみならず、これら

の職務はいずれも多忙な劇職であるから、相兼ねることは不適当であると認めめたゆえであります。

第四は、常任委員の任期については

この規定を設けたものであります。

第五は、普通地方公共團體の長やその直近の補佐者等が連袂

して終辞職を行うことが考えられる

のであります。

第六は、普通地方公共團體の長やその直近の補佐者等が連袂

するので、これを四人まで増員すること

あります。

第六は、市の監査員は、これを條例

をもつて四人とすることができるこ

といたしたのであります。これは從来、

市内の監査員は町村と同様二人となつて

いるので不便が多いから、閉会中にも活動し得る途を開こうとするものであります。

第六は、市の監査員は、これを條例

をもつて四人とすることができるこ

といたしたのであります。

第六は、特別委員会についても閉会

中活動し得る途を開くようにいたした

のであります。現在の制度によれば、

特別委員会は会期中のみ活動し得るよ

うになつております。閉会中は活動し得な

いので不便が多いから、閉会中にも活

動し得る途を開こうとするものであります。

第六は、特別委員会についても閉会

中活動し得る途を開くようにいたした

のであります。

第六は、特別委員会についても閉会













に對して所定の報告を徵することいたしております。

本法案は、去る六月七日本委員会に付託せられ、同十日政府より提案理由を説明の後、ただちに審議にはいつたのであります。政府に対する質疑は少く、麻薬中毒患者の收容施設等に関するものと決した次第であります。

次に、大麻取締法案について申し上げます。大麻草に含まれている樹脂等は、麻薬と同様な害毒をもつてゐるので、從来は麻薬として取締つてまいつたのであります。大麻草を栽培している者は、大体が農業に從事しているのであります。先ほどの麻薬取締法案の取締の対象たる医師、歯科医師、薬剤師等とは、職業の分野がはなはだしく異なつています。関係上、別個な法律を制定いたしまして、これが取締りの完璧を期せんとする所存であり、これが政府の本法案提出の理由であります。

次に、この法案の骨子をいたしますところを申し上げますれば、まず大麻の不正取引及び不正使用を防ぐため、大麻を取扱う者はこれを免許制とし、この免許を受けた者以外の者は大麻を取扱うことを禁止しようとするものであります。次に、大麻の取引を要式行為とし、また大麻取扱者に記帳義務及び報告義務を課して、大麻の移動の責任を明らかにしようとするものであります。

本法案は、六月十日本委員会に付託せられ、十二日政府の提案理由の説明があり、十六日審議にはいりましたが、大麻草の栽培面積の決定と食糧増産と

し必要な事項は、農林大臣がこれを定める。

### 第三章 輸出植物の検疫

第十四條 輸入國政府がその輸入につき輸出國の検査証明を必要としている植物を輸出（輸出のための政府への賣渡を含む。以下同じ。）しようとする者は、その植物及びその容器包装について、植物検疫官の検査を受けなければならない。

2 植物検疫官は、病菌又は害虫の取締上必要と認めるときは、前項の検査を受けた物について再検査をすることができる。

3 第六條第三項の規定は、第一項の検査につき、これを準用する。

（栽培地検査）  
第十五條 前條第一項の植物のうちめ必要があるときは、その栽培地の周囲の土地に立ち入ることができない。  
植物検疫官は、前項の検査の結果、栽培者又は栽培を委託した者に対し、病菌又は害虫の取締上必要と認める事項を指示することができる。（検査に基く処分）

第十六條 植物検疫官は、第十四條の規定による検査の結果、病菌若しくは害虫が附着していると認めることを不適当と認めた物を消毒することを禁止し、その他必

要な処分をすることができる。

（検査の方法等）

第十七條 第十三條の規定は、第十條及び第十五條の規定による検査につき、これを準用する。

### 第四章 雑則

（証票の携帯）

第十八條 植物検疫官は、この法律による職務を執行する場合には、その身分を示す証票を携帯し、且つ関係者の要求があつたときは、これを示さなければならない。

（輸出入植物検疫審議会）

第十九條 農林大臣の諮問に應じて左に掲げる事項を調査審議させるため、農林省に輸出入植物検疫審議会（以下審議会といふ。）を置く。

一 第四條第一号の地域及び植物の範囲

二 第十三條（第十七條で準用する場合を含む。）の検査の方法及び検査の結果行う処分の基準

三 その他この法律の施行に関する重要な事項

審議会は、前項各号に掲げる事項について、農林大臣に建議することができる。

（栽培地検査）  
第十五條 前條第一項の植物のうちめ必要があるときは、その栽培地の周囲の土地に立ち入ることができない。

植物検疫官は、前項の検査の結果、栽培者又は栽培を委託した者に対し、病菌又は害虫の取締上必要と認める事項を指示することができる。（検査に基く処分）

第十六條 植物検疫官は、第十四條の規定による検査の結果、病菌若しくは害虫が附着していると認めることを不適当と認めた物を消毒することを禁止し、その他必

要な処分をする命令でこれを定める。

（服制）

第二十條 植物検疫官の服制は、農林大臣が、これを定める。

### 第五章 罰則

第二十一條 左の各号の一に該当する者は、これを一年以下の懲役又は一万円以下の罰金に処する。

一 第三條、第四條又は第五條の規定に違反した者

二 第四條但書の規定による許可の條件に違反した者

三 第二十二条 左の各号の一に該当する者は、これを六箇月以下の懲役又は五千円以下の罰金に処する。

一 第六條第一項又は第十四條第一項の規定に違反した者

二 第六條第一項又は第十四條第一項の規定による検査を受ける者

三 第十二條の規定に違反した者

一 第七條、第十條又は第十四條第一項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

二 第八條第二項の規定に違反した者

三 第十條第一項又は第十六條第一項の規定による質問に対し答弁をせず、又は虚偽の陳述をした者

四 第十一條第一項又は第十六條第一項の規定による禁止その他の処分に違反した者

五 第十五條第二項の規定による

（栽培地検査）  
第十五條 植物検疫官は、予算に定める金額の範囲内において、手当及び旅費を受けるものとする。但し、官吏又は吏員である委員に対しては手当は、支給しない。

六 審議会の委員は、予算に定める

（審議会に委員の互選による委員長を置く。）

7 前六項に定めるものの外、審議

二條又は第二十三條第二号若しくは第四号の違反行為をしたときは、行爲者を罰するの外、その法人又は人に対して各本條の罰金刑を科する。

第二十五條 この法律施行の期日は、その公布の日から三箇月をこえない期間内において、政令でこれを定める。但し、第十九條の規定は、公布の日から、これを施行する。

### 附則

第二十六条 指定植物は、その法律にかかわらず、同條の検査証明書がなくても、これを輸入することができる。

第二十七条 輸出入植物取締法（大正三年法律第十一号）は、これを廃止する。但し、同法廃止前にした行為に対する罰則の適用については、なお從前の例による。

前條の規定は、第一項の負担金にこれを準用する。

第八十四条第一項第一号中「冷害」の下に「雪害」を加え、同條同項第一号中「又はひょう害」を「ひょう害、通蚕種を譲り受けた者が負担する」とする。

政府は、生糸又は普通蚕種の販賣價格の統制額を定める場合に是、第一項の負担金を、製糸業者等からその生産に係る生糸又は普通蚕種を譲り受けた者が負担する

よう、その統制額を定めなければならない。

（輸出入植物検疫法案（内閣提出）に関する報告書）  
〔都合により最終号の附録に掲載〕

輸出入植物検疫法案（内閣提出）に関する報告書

農業灾害補償法（昭和二十一年法律第八十五号）の一部を次のように改正する。

法律第一号

農業灾害補償法（昭和二十一年法律第八十五号）の一部を次のように改正する。

法律第二号

農業灾害補償法（昭和二十一年法律第八十五号）の一部を次のように改正する。

法律第三号

農業灾害補償法（昭和二十一年法律第八十五号）の一部を次のように改正する。

法律第四号

農業灾害補償法（昭和二十一年法律第八十五号）の一部を次のように改正する。

法律第五号

農業灾害補償法（昭和二十一年法律第八十五号）の一部を次のように改正する。

法律第六号

農業灾害補償法（昭和二十一年法律第八十五号）の一部を次のように改正する。

法律第七号

農業灾害補償法（昭和二十一年法律第八十五号）の一部を次のように改正する。

法律第八号

農業灾害補償法（昭和二十一年法律第八十五号）の一部を次のように改正する。

第一項の負担金は、國稅徵收法の例によつて、これを徵收することができる。

主務大臣は、製糸業者等から、第一項の負担金に關し必要な報告を徵することができる。

（農業災害補償特別会計法）  
この法律は、公布の日から、これを施行する。但し、第十三條の二の規定は、昭和二十三年の春から、これに適用する。

農業災害補償特別会計法（昭和十九年法律第十一号）の一部を次のように改正する。

第三條中「食糧管理特別会計ヨリノ受入金」の下に「農業災害補償法第十三條の二第一項ノ規定ニ依ル負担金」を、「農業災害補償法第十三條ノ規定ニ依ル交付金」の下に「（同場合ヲ含ム）」を加える。

（農業災害補償法）  
ころにより、前項の負担金を農業共済に係る共済掛金の一部を負担しなければならない。

製糸業者等は、政令の定めると

（農業災害補償特別会計法）  
この法律は、公布の日から、これを施行する。但し、第十三條の二の規定は、昭和二十三年の春から、これに適用する。

農業災害補償特別会計法（昭和十九年法律第十一号）の一部を次のように改正する。

第三條中「食糧管理特別会計ヨリノ受入金」の下に「農業災害補償法第十三條の二第一項ノ規定ニ依ル負担金」を、「農業災害補償法第十三條ノ規定ニ依ル交付金」の下に「（同場合ヲ含ム）」を加える。

## 案(内閣提出)に関する報告書

御承知のとく農業災害補償法は、第一回國会において滿場一致可決せられ、旧暦來施行されてきたのでございまして、早くも昨年の関東・東北の大水害に週及適用せられ、また過般の関東、東北、中部地帶の雹害あるいは病害に対しまして、相当の効果を發揮することになつたのであります。しかしながら、本法中にはなお幾多欠陥がございまして、第一回國会の農林委員会は一々これを指摘し、附帶決議をもつて速やかなる機会に是正するよう要望しておいたのであります。今回政府は、衆議院のかかる要請にこたえ、また別に若干の補正を加えまして、本改正法律案を上程し來つたわけでござります。そこで、その改正点を見ますと、まず第一点は、蚕繭共済につきまして、共済掛金の消費者負担の規定を設けたことでありまして、すなわち掛金の一部を一旦製糸業者あるいは蚕種製造業者に負担させ、さらにこれを消費者に轉嫁しようというのであります。次に共済事故を拡張いたしまして、地震、噴火による桑の葉の減收を共済するごとし、また農作物の雪による損害を規定中にはつきり現わすことにいたしておりますのであります。この改正によりまして、火山近傍の桑園は噴火による損害を補償され、また積雪地帯の農民の要望が満たされることになつたわけであります。なお若干の改正点については説明を省略いたします。

改正すべきであると主張されたのであります。これに対しまする政府の答弁は、農民負担を全廃することは保険の趣旨に反するし、また現下の國家財政より見て不可能である、但し、事務費の全額國庫負担については実現に努力したいというのでございました。次に、陸稻が共済の対象となつてないことは第一回國会でも問題となつたのであるが、今後いかなる処置をするかという質問がございました。この点につきましては、政令をもつて共済目的に加えることとしたから、さより御承知を願いたいという答弁が行われました。次に、第八十四條第一項第二号の規定によると、蚕繭のみを共済するように受取れるが、桑の被害はどうするのかという質疑に対しましては、從來桑葉保険のみであつたのを蚕繭に拡大したのであつて、もちろん両者とも共済されるのであるという答弁がありました。本法律案は、さきに説明いたしました輸出入植物検疫法案と一括して審議を行つた次第であります。六月十八日質疑が終了いたしましたので、社会党の永井委員より、討論を省略して速やかに採決に入られた旨の動議が提出せられ、委員長はこれが諮つて全員の賛成を得、ただちに表決に移りましたところ、起立多数、よつて兩法律案のと議決するに至つた次第でございました。以上をもつて報告を終ります。(拍手) ○議長(松岡駒吉君) 討論の通告があります。これを許します。的場金右衛門君。

農林常任委員会に委員を送つております  
す各党各派を代表いたしまして意見を  
申し述べたいと思います。「各党の代  
表者は委員長ぢやないか」「黙つて聽  
け」と呼び、その他発言する者あり意見を申し述べて、政府の適切なる処置を要望するものであります。  
「交渉会の話は違うぞ」約束済み  
じやないか」と呼び、その他発言す  
る者多し

力乏しきがゆえに、加入不可能な者が多數あります。町村によりましては、全然本法の恩恵に浴し得ざる町村をあるのであります。これは、資力の乏しき農業者たちこそ、本法によつて救われねばならぬ階層の人たちであります。掛金高率のために、救わねばならぬ数の者が取残されこととなりますゆえに、政府は本法の効率を高めるために、また一面國会の意思を尊重する誠意をもつて、掛金の率を、全農業者が加入し、本法の恩恵に浴し得る程度に引下げる処置を講ぜられんことを要求するものであります。さらに本法の施行に対するあたり、その取扱いを適切にし、誤認なきを期し、指導を十分にして、本法が惰農奨励の結果にならぬよう、災害防護に努力した農民に対しては、これが奨励施策を講すべきであると考えます。以上簡単でありますが、私どもは昨年の國会において附帶決議を付した建前もありまして、政府に以上の点を要請いたしまして、本法に賛成するものであります。(拍手) ○議長(松岡駒吉君) これにて討論は終局いたしました。

両案を一括して採決いたします。両案の委員長報告は、いずれも可決であります。両案は委員長報告の通り決すべしに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(松岡駒吉君) 御異議なしと認めます。よつて両案は委員長報告の通り可決いたしました。

○山花秀雄君 日程第六は延期されることは望みます。

○議長(松岡駒吉君) 山花君の動議に御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(松岡駒吉君) 御異議なしと認めたる所以であります。

卷之三

めます。よつて日程第六は延期するに  
決しました。

第七 郵便爲替法案(内閣提出、參議院送付)

○議長(松岡駒吉君) 日程第七、郵便  
爲替法案、日程第八、郵便振替貯金法  
案、右両案は同一の委員会に付託され  
た議案でありますから、一括して議題  
にいたします。委員長の報告を求めま  
す。通信委員長土井直作君。

第一條(この法律の目的) この法律は、郵便爲替を簡易で確実な送金の手段としてあまねく公平に利用させることによつて、國民の円滑な經濟活動に資することを目的とする。

第二條(郵便爲替の國營及び通信大臣の職責) 郵便爲替は國の行う事業であつて、通信大臣が、これを管理する。

通信大臣は、この法律の目的を達成するため、左の職責を有する。

一 郵便爲替に関する條約及び法律に従い、省令を発すること。

二 法律に触れない範囲において、郵便爲替の取扱をする郵便局を指定し、郵便局における郵便爲替事務の窓口取扱時間を定めること。

三 法律に触れない範囲において、郵便爲替の総括計算の事務を取り扱う官署を設置し、又は廃止すること。

四 郵便爲替の業務に從事する者をその職務につき指揮監督すること。

郵便爲替法案

第一條(この法律の日)

**第一條**（この法律の目的）この法律は、郵便爲替を簡易で確実な送金手段としてあまねく公平に利用させることによつて、國民の田滑な経済活動に資することを目的とする。

通じ大臣はこの法律の目的を達成するため、左の職責を有する。  
一 郵便儲替に関する條約及び法律に従い、省令を発すること。  
二 法律に触れない範囲において

三 法律に触れない範囲において、郵便爲替の総括計算の事務を取り扱う官署を設置し、又は廃止すること。

的と  
大信行う  
これ  
的を  
る。  
と。  
び法  
郵便  
おい

(第四條 垂便爲替の業務に從事する官吏) 郵便爲替の業務に從事する官吏の身分、給與及び服務に關する事項は、別に法律でこれを定める。

第五條(印紙稅の免除) 郵便爲替に関する書類には、印紙稅を課さない。

第六條(郵便爲替に関する條約) 郵便爲替に關し條約に別段の定ある場合には、その規定による。

第七條(郵便爲替の種類) 郵便爲替は、通常爲替、電信爲替及び小爲替とする。

第八條(通常爲替) 通常爲替においては、差出人が現金を振出請求書にて、差出人とともに郵便局に差し出したときに、その郵便局において、差し出された現金の額を表示する通常爲替とされる。

第十條（小爲替）小爲替においては、差出人が現金を郵便局に差し出したときに、その郵便局において、差し出された現金の額を表示する小爲替証書を発行してこれを差し出しに交付し、差出人の指定する拂渡郵便局（差出人の指定のないときは、受取人の選択する拂渡郵便局）において、差出人が小爲替証書に記載した受取人に小爲替証書と引き換えに爲替金を拂い渡すことを妨げない。

第十一條（交換決済による拂渡）前二條の規定は、爲替金を手形交換所における交換決済により拂い渡すことを妨げない。

第十二條（爲替金に関する権利の譲渡）爲替金に関する受取人の権利は、銀行以外の者にこれを譲り渡す。

場合において爲替金の折算率もどしを延期したときは、これに因り生じた損害を賠償しない。  
一 爲替金を拂い渡し、又は拂もどすべき郵便局において現金に余裕のないとき。  
二 爲替金の拂渡又は拂もどしに関する書類が整つていないとき。  
三 不可抗力に因り拂い渡し、又は拂いもどすことができないとき。

二 電信爲替	爲替金額百円以下の場合
同	三百円以下の場合 五十四円
同	五百円以下の場合 七十四円
同	三千円以下の場合 九十四円
同	五千円以下の場合 百円
三 小爲替	爲替金額五十円以下の場合二円
同	五百円以下の場合 四円
同	一千円以下の場合 六円
電信爲替に関する通知を至急電報	する場合における電信爲替の料金は、前項第一号に規定する料金の倍額とする。
前條第一項但書の規定により制限額を引き上げた場合における郵便爲替については、同項本文に規定する制限額又はその端数ことに各別に郵便爲替証書を発行したるものとみなして、前一項の例による。	郵便爲替の料金は、差出人が第

五 法律に触れない範囲において、郵便爲替の業務に從事する者の能率の向上を図るために必要な厚生、保健その他の施設をして、且つ、郵便爲替の業務に從事する者の訓練を行うこと。

六 郵便爲替事業を行なうため、財政及び会計に関する法令の定めるところに従い、必要な契約をすること。

七 前各号に掲げるものを除い

かし、その拂渡郵便局において、  
送付を受けた振出請求書と通常爲  
替証書とを対照した上通常爲替証  
書と引き換えに差出人の指定する  
受取人に爲替金を拂い渡す。

第九條(電信爲替) 電信爲替においては、差出人が現金を振出請求書とともに郵便局に差し出したときには、その郵便局において、その旨を省令の定める郵便局に電信で通知し、その通知を受けた郵便局において、差し出された現金の額を表

渡すことができない。  
爲替金に関する受取人の権利の  
銀行への譲渡は、當該郵便爲替書  
書を銀行に引き渡さなければ、こ  
れを以て通信官署その他の第三者  
に対抗することができない。  
前項の譲渡には、民法第四百六  
十七條及び第四百六十八條の規定  
を適用しない。

**第十三條(証明)** 通信官署は、郵便  
爲替の差出人又は受取人の眞偽を  
調査するため必要な証明を求めて

これらは業務に從事する者との間ににおいて公金を郵便爲替によつて授受する場合における郵便爲替証書及び代金引換の取扱において郵便物の差出人の指定に従い通信官署において引換金を通常爲替によつて送金する場合における通常爲替証書については、通信大臣は、その制限額を引き上げることがで  
きる。

電信爲替証書の金額には、一円未満の端数をつけることができな

これらは、郵便爲替証書の金額には、一円未満の端数をつけることができない。  
第十七條（郵便爲替の料金）郵便爲替の料金は、郵便爲替証書一枚につき左の通りとする。  
一 通常爲替  
爲替金額百円以下の場合 二十五円  
同 三百円以下の場合 五十円  
同 千円以下の場合 七十円  
同 五百円以下の場合 四円  
同 三千円以下の場合 九十九円  
同 五千円以下の場合 百円  
三 小爲替  
爲替金額五十円以下の場合二円  
同 五百円以下の場合 四円  
同 千円以下の場合 六円  
電信爲替に関する通知を至急電報する場合における電信爲替の料金は、前項第二号に規定する料金の倍額とする。  
前條第一項但書の規定により制限額を引き上げた場合における郵便爲替の料金について、同項本文に規定する制限額又はその端数ごとに各別に郵便爲替証書を発行したものとのみなして、前二項の例による。  
郵便爲替の料金は、差出人が第

八條乃至第十條の規定により現金

を郵便局に差し出す際、これを納

付しなければならない。

第十八條（郵便爲替の料金の免除及び低減）郵便、電信、電話、郵便爲替、郵便貯金及び郵便振替貯金の業務に關し通信官署相互間又は

通信官署とこれらの業務に從事す

る者との間に於て公金を授受す

る場合における郵便爲替について

は、通信大臣は、その料金を免除

し、又は低減することができる。

第十九條（料金の還付）郵便爲替に

関する既納の料金は、左のものに

限り、これを納付した者の請求に

因り、これを納付することが可能

一 過納又は誤納の料金

二 第二十五条第一項の規定によ

り通常爲替証書を速達郵便物と

して送達する取扱において、郵

便爲替に關する業務に從事する

者の過失に因つて特殊取扱をし

ない郵便物として送達するのと

同様の結果を生じた場合におけ

る郵便物の速達料に相当する金

額

三 電信爲替において、郵便爲替

に關する業務に從事する者の過

失に因つて通常爲替によつたの

と同様の結果を生じた場合にお

ける当該爲替金額に対する電信

爲替の料金と通常爲替の料金と

の差額

四 前二号に掲げるものを除い

て、郵便爲替に關する業務に從

事する者の過失に因つて請求に

係る取扱をしなかつた場合にお

けるその取扱の料金

前項の請求は、その料金を納付

した時から一年を経過したと

きは、これをすることができな

第二十條（郵便爲替証書の有効期

間）郵便爲替証書の有効期間は、

その發行の日から二箇月とする。

通信大臣は、必要と認めるとき

は、離島その他交通不便の地域に

つき、前項の有効期間を延長する

ことができる。

第十五條に規定する場合において

爲替金の拂渡又は拂もどしを延

期した日数は、これを第一項の有

効期間に算入しない。

第二十一條（郵便爲替証書の再交

付）通信官署は、左の場合におい

て、郵便爲替の差出人又は受取人

の請求があるときは、郵便爲替証

書を再交付する。

一 小爲替証書が亡失された場合

において、当該小爲替証書の有

効期間が経過したとき、又は小

爲替証書以外の郵便爲替証書が

亡失されたとき。

二 郵便爲替証書が汚染され、又

はき損されたため記載事項がわ

からなくなつたとき。

三 郵便爲替証書の有効期間が経

過したとき。

差出人又は受取人は、前項の規

定による再交付を受けるとき

は、その料金として郵便爲替証

書一枚につき一円を納付しなけ

ればならない。

第二十二條（爲替金に関する権利の消滅）郵便爲替証書の有効期間の経過後三年間、郵便爲替証書の再交付又は爲替金の拂もどしの請求がないときは、爲替金に関する権利の差出人の過失に因つて請求に係る取扱をしなかつた場合における郵便爲替の料金と通常爲替の料金との差額

四 前二号に掲げるものを除いて、郵便爲替に關する業務に從事する者の過失に因つて請求に係る取扱をしなかつた場合における郵便爲替の料金を納付する。

第二十三條（利用の制限及び業務の停止）通信大臣は、天災その他やむを得ない事由がある場合において、重要な業務の執行を確保する。

第二十四條（非常取扱）通信大臣は、天災その他非常の災害があつた場合において、その災害を受けた郵便爲替の差出人又は受取人の緊急な需要を充たすため必要があるときは、省令の定めるところにより、郵便局を指定し、且つ、期間を定めて、郵便爲替の一部を停止することができます。郵便爲替の差出人又は受取人の緊急な需要を充たすため必要があるときは、省令の定めるところにより、郵便局を指定し、且つ、期間を定めて、郵便爲替に関し、料金を免除し、又は便宜の取扱をすることができる。

ため必要があるときは、通信官署を指定し、且つ、期間を定めて、郵便爲替の利用を制限し、又は業務の一部を停止することができます。

郵便爲替の差出人が現金を差し出した郵便局において、差出人の訂正の請求がある。

通信官署は、既に爲替金を拂い渡した後であるときは、その旨を差出人に通知するに止めること。

第十二條（非常取扱）通信大臣は、天災その他非常の災害があつた場合において、その災害を受けた郵便爲替の差出人又は受取人の緊急な需要を充たすため必要があるときは、省令の定めるところにより、郵便局を指定し、且つ、期間を定めて、郵便爲替に関し、料金を免除し、又は便宜の取扱をすることができる。

第三十條（拂渡済の通知）差出人が拂渡郵便局において振出請求書を訂正する。但し、既に爲替金を拂い渡した後であるときは、その旨を差出人に通知するに止める。

前項の通知があつたときは、拂

渡郵便局において振出請求書を訂正する。但し、既に爲替金を拂い渡した後であるときは、その旨を差出人に通知するに止める。

第三十一條（拂渡済否の調査）通常爲替の差出人の請求があるときは、郵便局において、爲替金が拂渡したときにその旨を差出人に通知する。

前項の規定による取扱について拂渡郵便局において、爲替金を拂い渡すことのできる郵便局は、銀行の請

求があるときは第八條に規定する拂渡郵便局以外の郵便局において、爲替金を拂い渡すことのできる料金を納付しなければならない。

第三十二條（拂渡済否の調査）通常爲替の差出人の請求があるときは、郵便局において、爲替金が拂渡したときにその旨を差出人に通知する。

前項の規定による取扱について拂渡郵便局において、爲替金を拂い渡すことのできる郵便局は、銀行の請

求を受けた郵便局が他の通信官署に照会しなければならないときは、当該郵便局において、差出人の指定に従い郵便又は電信で照会する。

第三十三條（拂渡済否の調査）通常爲替の差出人の請求があるときは、郵便局において、爲替金を拂い渡したことのできる郵便局は、銀行の請

求を受けた郵便局が他の通信官署に照会しなければならないときは、当該郵便局において、差出人の指定に従い郵便又は電信で照会する。

第三十四條（拂渡済否の調査）通常爲替の差出人の請求があるときは、郵便局において、爲替金を拂い渡したことのできる郵便局は、銀行の請

求を受けた郵便局が他の通信官署に照会しなければならないときは、当該郵便局において、差出人の指定に従い郵便又は電信で照会する。

第三十五條（拂渡済否の調査）通常爲替の差出人の請求があるときは、郵便局において、爲替金を拂い渡したことのできる郵便局は、銀行の請

求を受けた郵便局が他の通信官署に照会しなければならないときは、当該郵便局において、差出人の指定に従い郵便又は電信で照会する。

第三十六條（拂渡済否の調査）通常爲替の差出人の請求があるときは、郵便局において、爲替金を拂い渡すことのできる郵便局は、銀行の請

求を受けた郵便局が他の通信官署に照会しなければならないときは、当該郵便局において、差出人の指定に従い郵便又は電信で照会する。

第三十七條（拂渡済否の調査）通常爲替の差出人の請求があるときは、郵便局において、爲替金を拂い渡すことのできる郵便局は、銀行の請

求を受けた郵便局が他の通信官署に照会しなければならないときは、当該郵便局において、差出人の指定に従い郵便又は電信で照会する。

第三十八條（拂渡済否の調査）通常爲替の差出人の請求があるときは、郵便局において、爲替金を拂い渡すことのできる郵便局は、銀行の請

求を受けた郵便局が他の通信官署に照会しなければならないときは、当該郵便局において、爲替金を拂い渡すことのできる郵便局は、銀行の請

郵便爲替証書が亡失され、若しくは毀損され、また記載事項がわからなくなつた場合又は郵便爲替証書の有効期間が経過した後において、爲替金がまだ拂い渡されていないときは、前項の規定にかかわらず、同項に規定する郵便局において、爲替金を拂いもどす。

前項の規定による取扱について、差出人は、差出人は、その料金として一円を納付しなければならない。第三十三條（拂渡郵便局及び拂いもどし郵便局の変更）爲替金を拂い渡し、又は拂いもどすべき郵便局は、省令の定めるところにより、通常爲替の差出人又は受取人の請求があるときは、これを変更することができる。

前項の規定による取扱について、差出人は、差出人又は受取人は、その料金として一円を納付しなければならない。

第三章 電信爲替 第三十四条（特殊取扱）差出人が第九條の規定により郵便局に現金を差し出す際請求したときは、郵便局において、省令の定めるところにより、電信爲替に関する書類を特別に速やかに到達させる方法により送達する。

前項の規定による取扱について、差し出す際請求したときは、郵便局において、省令の定めるところにより、電信爲替に関する書類を特別に速やかに到達させる方法により送達する。

前項の規定により郵便局に現金を差し出す際請求したときは、郵便局において、省令の定めるところにより、電信爲替に関する書類を特別に速やかに到達させる方法により送達する。

前項の規定による取扱について、差し出す際請求したときは、郵便局において、省令の定めるところにより、電信爲替に関する書類を特別に速やかに到達させる方法により送達する。

第三十五条（電信爲替証書の留置）差出人が第九條の規定により郵便局に現金を差し出す際請求したときは、同條に規定する省令の定める郵便局において電信爲替証書を拂渡郵便局に送付し、拂渡郵便局において、送付を受けた電信爲替証書を留め置き、受取人

の出頭を要するものとし得る。

前項の場合において、当該電信爲替証書の発行の日から七日以内に受取人が出頭しないときは、当該電信爲替証書は、これを差出人に送付する。

第三十六条（準用規定）電信爲替については、第二十七條乃至第三十一条の規定を準用する。この場合において、第二十七條第一項、第二十八條第一項、第三十條第一項中「第八條」とあるのは、これを「第九條」と読み替えるものとする。

第四章 小爲替 第三十七条（小爲替証書の記載事項の訂正等）小爲替証書の記載事項の訂正又は拂渡郵便局の指定の抹消は、郵便局において、差出人の請求に因りこれをする。

第三十八條（準用規定）小爲替については、第二十八條、第三十條乃至第三十二條及び第三十三条第一項の規定を準用する。この場合において、第二十八條第一項、第三十條第一項及び第三十二条第一項中「第八條」とあるのは、これを「第十條」と読み替えるものとする。

二 法律に触れない範囲において、郵便振替貯金の取扱をする郵便局を指定し、郵便局における郵便振替貯金事務の窓口取扱時間に定めること。

三 法律に触れない範囲にて、口座所管窓を設置し、又は停止すること。

四 郵便振替貯金の業務に従事する者をその職務につき指導監督すること。

五 法律に触れない範囲において、郵便振替貯金の業務に従事する者の能率の向上を図るために必要な厚生、保健その他の施設をし、且つ、郵便振替貯金の業務に從事する者の訓練を行うこと。

六 郵便振替貯金事業を行ったため、財政及び会計に関する法令の定めるところに従い、必要な契約をすること。

七 前各号に掲げるものを除いて、郵便振替貯金に關し通信大

人が現金を郵便局に差し出した郵便爲替については、第三十一條の規定を除いて、この法律を適用する。

第四十二条（金融緊急措置令の規定による封鎖支拂のための郵便爲替については、同令施行中は、昭和二十一年閏令第六十一号金融緊急措置令に基づく封鎖支拂の取扱に関する件は、なおその効力を有する。

通信大臣は、この法律の目的を達成するため、左の職責を有する。

通信大臣は、この法律の目的を達成するため、左の職責を有する。

第一節 総則 第一條（この法律の目的）この法律は、郵便振替貯金を簡易で確実な手段とし、及び債権債務の決済の手段としてあまねく公平に利用させることによつて、国民の円滑な経済活動に資することを目的とする。

第二條（郵便振替貯金の國營及び通信大臣の職責）郵便振替貯金は、國の行う事業であつて、通信大臣が、これを管理する。

第三條（通信大臣の職權の委任）通信大臣は、この法律に定める職權で細目の事項に関するものを、條

件を定めて、通信局長又は郵便局長に委任することができる。

第四條（郵便振替貯金の業務に從事する官吏）郵便振替貯金の業務に從事する官吏の身分、給與及び

金に関する事項は、別に法律でこれを定める。

第五條（印紙税の免除）郵便振替貯金に関する書類には、印紙税を課さない。

第六條（業務の範囲）郵便振替貯金においては、加入者のために口座を開けて、左の取扱をする。

一 加入者又は加入者でない者の拂い込む金額を口座に受け入れること。

二 加入者の口座から加入者の指定期定による。

三 口座に受け入れること。

四 加入者の口座へ貯金の振替を定する他の口座へ貯金を拂い出すこと。

五 加入者の口座へ貯金を拂い出

すこと。

六 加入者の口座へ貯金を拂い出

すこと。

七 加入者の口座へ貯金を拂い出

すこと。

八 加入者の口座へ貯金を拂い出

すこと。

九 加入者の口座へ貯金を拂い出

すこと。

十 加入者の口座へ貯金を拂い出

すこと。

十一 加入者の口座へ貯金を拂い出

すこと。

十二 加入者の口座へ貯金を拂い出

すこと。

十三 加入者の口座へ貯金を拂い出

すこと。

十四 加入者の口座へ貯金を拂い出

すこと。

十五 加入者の口座へ貯金を拂い出

すこと。

十六 加入者の口座へ貯金を拂い出

すこと。

十七 加入者の口座へ貯金を拂い出

すこと。

十八 加入者の口座へ貯金を拂い出

すこと。

十九 加入者の口座へ貯金を拂い出

すこと。

二十 加入者の口座へ貯金を拂い出

すこと。

二十一 加入者の口座へ貯金を拂い出

すこと。

二十二 加入者の口座へ貯金を拂い出

すこと。

二十三 加入者の口座へ貯金を拂い出

すこと。

二十四 加入者の口座へ貯金を拂い出

すこと。

二十五 加入者の口座へ貯金を拂い出

すこと。

二十六 加入者の口座へ貯金を拂い出

すこと。

二十七 加入者の口座へ貯金を拂い出

すこと。

二十八 加入者の口座へ貯金を拂い出

すこと。

二十九 加入者の口座へ貯金を拂い出

すこと。

三十 加入者の口座へ貯金を拂い出

すこと。

三十一 加入者の口座へ貯金を拂い出

すこと。

三十二 加入者の口座へ貯金を拂い出

すこと。

三十三 加入者の口座へ貯金を拂い出

すこと。

三十四 加入者の口座へ貯金を拂い出

すこと。

三十五 加入者の口座へ貯金を拂い出

すこと。

三十六 加入者の口座へ貯金を拂い出

すこと。

三十七 加入者の口座へ貯金を拂い出

すこと。

三十八 加入者の口座へ貯金を拂い出

すこと。

三十九 加入者の口座へ貯金を拂い出

すこと。

四十 加入者の口座へ貯金を拂い出

すこと。

四十一 加入者の口座へ貯金を拂い出

すこと。

四十二 加入者の口座へ貯金を拂い出

すこと。

四十三 加入者の口座へ貯金を拂い出

すこと。

四十四 加入者の口座へ貯金を拂い出

すこと。

四十五 加入者の口座へ貯金を拂い出

すこと。

四十六 加入者の口座へ貯金を拂い出

すこと。

四十七 加入者の口座へ貯金を拂い出

すこと。

四十八 加入者の口座へ貯金を拂い出

すこと。

四十九 加入者の口座へ貯金を拂い出

すこと。

五十 加入者の口座へ貯金を拂い出

すこと。

五十一 加入者の口座へ貯金を拂い出

すこと。

五十二 加入者の口座へ貯金を拂い出

すこと。

五十三 加入者の口座へ貯金を拂い出

すこと。

五十四 加入者の口座へ貯金を拂い出

すこと。

五十五 加入者の口座へ貯金を拂い出

すこと。

五十六 加入者の口座へ貯金を拂い出

うこと。

五十七 加入者の口座へ貯金を拂い出

うこと。

五十八 加入者の口座へ貯金を拂い出

うこと。

五十九 加入者の口座へ貯金を拂い出

うこと。

六十 加入者の口座へ貯金を拂い出

うこと。

六十一 加入者の口座へ貯金を拂い出

うこと。

六十二 加入者の口座へ貯金を拂い出

うこと。

六十三 加入者の口座へ貯金を拂い出

うこと。

六十四 加入者の口座へ貯金を拂い出

うこと。

六十五 加入者の口座へ貯金を拂い出

うこと。

六十六 加入者の口座へ貯金を拂い出

うこと。

六十七 加入者の口座へ貯金を拂い出

うこと。

六十八 加入者の口座へ貯金を拂い出

うこと。

六十九 加入者の口座へ貯金を拂い出

うこと。

七十 加入者の口座へ貯金を拂い出

うこと。

七十一 加入者の口座へ貯金を拂い出

うこと。

七十二 加入者の口座へ貯金を拂い出

うこと。

七十三 加入者の口座へ貯金を拂い出

うこと。

七十四 加入者の口座へ貯金を拂い出

うこと。

七十五 加入者の口座へ貯金を拂い出

うこと。

七十六 加入者の口座へ貯金を拂い出

うこと。

七十七 加入者の口座へ貯金を拂い出

うこと。

七十八 加入者の口座へ貯金を拂い出

うこと。

七十九 加入者の口座へ貯金を拂い出

うこと。

八十 加入者の口座へ貯金を拂い出

うこと。

八十一 加入者の口座へ貯金を拂い出

うこと。

八十二 加入者の口座へ貯金を拂い出

うこと。

八十三 加入者の口座へ貯金を拂い出

うこと。

八十四 加入者の口座へ貯金を拂い出

うこと。

八十五 加入者の口座へ貯金を拂い出

うこと。

八十六 加入者の口座へ貯金を拂い出

うこと。

八十七 加入者の口座へ貯金を拂い出

うこと。

八十八 加入者の口座へ貯金を拂い出

うこと。

八十九 加入者の口座へ貯金を拂い出

うこと。

九十 加入者の口座へ貯金を拂い出

うこと。

九十一 加入者の口座へ貯金を拂い出

うこと。

九十二 加入者の口座へ貯金を拂い出

うこと。

九十三 加入者の口座へ貯金を拂い出

うこと。

九十四 加入者の口座へ貯金を拂い出

うこと。

九十五 加入者の口座へ貯金を拂い出

うこと。

九十六 加入者の口座へ貯金を拂い出

うこと。

九十七 加入者の口座へ貯金を拂い出

うこと。

九十八 加入者の口座へ貯金を拂い出











した。よつて國会法第八十三條によりここに送付する。

明治二十三年六月四日  
參議院議長 松

出席政府委員國通運厚  
務務信輸生  
大大大大  
臣臣臣臣  
一松 茅米地  
定吉君富吉  
君義三君  
君榮二君  
君議一君  
君田竹  
君勢一君  
君議一君

は次の通りである。  
有價証券の処分の調整等に関する  
法律の一部を改正する法律案（内  
閣提出）（第一五七号）

明治三十八年法律第二十三号郵便貯金法中に法律の根柢を存するのみで、他はことごとく命令の規定に委ねられてゐる状態でありまするので、これまた同様使ひやす法条によりて申述べましたと同時に理由によりて新たに郵便振替貯金を導入する旨を記すと別に目地も

○議長(松岡駒吉君) 起立多數。よつて両案は委員長報告の通り可決いたしました。

りここに送付する。  
昭和二十三年六月四日  
衆議院議長 松岡駒吉殿  
参議院議長 松平恒雄  
電波物理研究所を電気試験所に統合する法律案内閣提出參議院送付) に關する報告書  
〔都合により最終号の附録に掲載〕

は、昨十八日委員会に付託された議案は、次の通りである。  
有價証券の処分の調整等に関する法律案（内閣提出）  
法律を改正する法律案（内閣提出）（第一五七号）  
閣提出（第一五七号）  
財政及び金融委員会付託  
八号）  
地方財政法案（内閣提出）（第一五八号）  
八号）  
治安及び地方制度委員会付託  
國家公務員共済組合法案（内閣提  
出）（第一六〇号）

法律案の体裁、内容につきましては、すべて郵便爲替法案につき御説明いたしましたところと同一でござります。取扱制度につきましては、從來の局待拂の制度に改正を加えまして、新たに小切手拂の制度を設けたことと、料金君。

○松原一彦君　この法律案の決算委員會における審議の経過と結果を御報告申します。

（石炭輸配炭局長）波多野義能官、亞炭局長、増岡尙十、同、商工事務官、理大臣申出の、次の者を政府委員に任命することを承認した。

厚生委員会付託  
一、昨十八日參議院に送付した内閣提  
出案は次の通りである。  
國有財産法案  
減額社債に対する措置等に関する  
法律案  
旧軍用財産の貸付及び譲渡の特例  
等に関する法律案  
(改訂する)反対する法律案

電波物理研究所を電氣試驗所に統合する法律  
電波物理研究所官制（昭和十七年勅令第三百七十四号）は、これを廃止する。  
文部省官制（昭和十七年勅令第  
七百四十八号）の一部を次のよう  
に改正する。  
第六條第七項中、電波物理研究  
所の行司の項。

二は通信障害予防のために、第三は敵襲に対する対策である。これらは、日本本邦の技術の最高水準をもつて組織しておられる日本科学技術研究会議において特に慎重なる討論を経た結果、この措置をもつて最も適当であるとの見解に達したものであります。

本委員会は、以上政府当局の説明を聞き、その趣旨を了承して、質疑・討論を省略し、全員一致をもつて昨十八日

の通知を受領した。 橋本 改二  
運輸事務官 運輸技務官 松田 賴次  
第三回國會運輸委員会を命ずる  
一、去る十七日議長において、次の當任委員の辭任を許可した。  
（議院運営委員） 大森 玉木君  
一、昨十八日議長において、次の當任委員の辭任を許可した。  
（通信委任） 荆木 一久君  
一、去る十七日議長において、次の當任委員の辭任を許可した。

より審議継続の申入れがあり、さらに六月十四日に至り本付託となつたのであります。その間委員会は、政府の提案理由並びに内容の説明を聴取し、慎重審議を継続いたしましたのであります。寺内閣報告申し上げるほどの質疑に改正する。  
第五條中「支所又は出張所」を「支所、出張所又は観測所」に改め、同條第二項として次のようになります。

○原案の通り可決いたしました  
右、御報告申し上げます。(拍手)  
○議長(松岡駒吉君) 採決いたしました  
す。本案を委員長報告の通り決するに  
御異議ありませんか。  
〔異議なし」と呼ぶ者あり〕  
○議長(松岡駒吉君) 御異議なしと認

（議院運営委員會）中村（俊大君）昨十八日議長において、次の通り  
當任委員の補欠を指名した。  
一、通信委員 生悅住貞太郎君  
一、昨十八日議長において、次の特別委員の辭任を許可した。  
委員不當在室取引調査特別委員

前項ノ支所、出張所又ハ観測所ノ設置ニ付テハ地方自治法第百五十六條第四項ノ規定ノ適用ヲ妨ダズ  
附 則

り可決いたしました。  
これにて議事日程は議了いたしま  
た。次会の議事日程は公報をもつて通  
知いたします。本日はこれにて散会い  
めます。よつて本案は委員長報告の通

**不當財産取引調査専別委員**  
中崎 敏若 北浦圭太郎君  
**特別委員の補欠を指名した。**  
**不当財産取引調査専別委員**  
河井 荣蔵君 本田 英作君

○議長、松岡駒吉君）両案を一括して  
共性から言つて料金の一部を改正する  
ことに反対である旨意見を述べられた  
のであります。次いで採決を行いまし  
た結果、両法案とも大多数をもつて原案  
の通り可決いたしました次第であります。  
以上、御報告申し上げます。（拍手）  
これを施行する。  
この法律施行の際、現に電波物理  
研究所に属する施設は、これを  
電氣試験所に移管する。  
電波物理研究所と電氣試験所に統合  
する法律案  
右の内閣提出案は本院において可決

午後五時三十分散會

昭和十八年六月内閣から提出した議案は  
次の通りである。  
有價証券の差分の調整等に関する  
法律の一部を改正する法律案  
地方財政法案  
放送法案  
國家公務員共済組合法案

定價一部一圓二十錢

東京新宿市外木下町  
電話九段五三一  
印 刷 局  
振替東京一九〇〇〇  
圖書課

二、議案の可決理由  
本案は目下展開中の食糧一割増産運動の重点である病虫害の嚴峻化に直接貢献するのみならず、わが國農業の声價を維持向上する点において妥当なるものと認め、原案の通り可決すべきものと議決したのである。  
右報告する。